（３年保存）

阪 支 振 第 ８ 号

令和 ６年１月９日

日 本 赤 十 字 社 大 阪 府 支 部

堺 市 地 区 本 部 長 様

堺 市 各 地 区 長 様

衛星都市各地区・分区長 様

日本赤十字社大阪府支部事務局長

（公印省略）

「令和６年能登半島地震災害義援金」の受付について

（新潟県支部追加）

標記義援金の受付について、下記のとおりお取り扱いくださいますようお願いいたします。

記

１ 災害義援金名称 　　令和６年能登半島地震災害義援金

２ 受付期間 （１）石川県支部：令和６年１月４日（木）～令和６年 12 月 27 日（金）

（２）富山県支部：令和６年１月５日（金）～令和６年 ３ 月 29 日（金）

（３）新潟県支部：令和６年１月９日（火）～令和６年 ６ 月 28 日（金）

（４）本 社：令和６年１月５日（金）～令和６年 12 月 27 日（金）

３ 義援金受付口座等 一般の方からの問い合わせは、次の受付口座を案内してください。

（１）石川県支部

ア 金融機関名 北國銀行 県庁支店

口座番号 普通預金 ２８５８０

※口座名義は「日本赤十字社石川県支部 支部長 馳　浩」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかることがあります。

※受領証発行を希望の場合は、その旨石川県支部に下記内容を連絡するよう

案内してください。

（住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関

名及び支店名）

〒920-8201 石川県金沢市鞍月東２丁目 48 番地

日本赤十字社石川県支部 総務課あて

TEL:076-239-3880 FAX:076-239-3881

（２）富山県支部

ア 金融機関名 北陸銀行 本店営業部

口座番号 普通預金 ６１６２８９４

イ 金融機関名 富山銀行 富山支店

口座番号 普通預金 ３０４４１０４

ウ 金融機関名 富山第一銀行 ニューセンター支店

口座番号 普通預金 ０２２８２３

※口座名義はいずれも「富山県災害義援金 日赤富山県支部 支部長 新田八朗」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証発行を希望の場合は、その旨富山県支部に下記内容を連絡するよう

案内してください。

（住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関

名及び支店名）

〒930-0821 富山県富山市飯野 26 番１号

日本赤十字社富山県支部 事業推進課あて

TEL:076-451-7878 FAX:076-451-6872

（３）新潟県支部

ア 金融機関名 第四北越銀行 白山支店

口座番号 普通預金 ５０５０１２５

※口座名義は「日本赤十字社新潟県支部 支部長 花角 英世」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証発行を希望の場合は、その旨新潟県支部に下記内容を連絡するよう

案内してください。

（住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関

名及び支店名）

〒951-8127 新潟県新潟市中央区関屋下川原町 1-3-12

日本赤十字社新潟県支部 組織振興課あて

TEL:025-231-3121 FAX:025-231-3122

（４）本社

ア ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00150-7-325411

口座加入者名 「日赤令和６年能登半島地震災害義援金」

※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に｢受領証希望｣と記載してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。

イ メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店 普通預金 2787501

・三菱ＵＦＪ銀行 やまびこ支店 普通預金 2105493

・みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金 0620669

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行を希望される場合は、本社パートナーシップ推進部

（電話：03-4363-2056）に下記内容を連絡するよう案内してください。

（住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名

及び支店名）

４ 地区・分区で直接取り扱う場合

本義援金受付は、上記口座の案内をお願いしますが、貴地区・分区で受付けられる場合

は、以下のように取り扱いください。

（１）「義援金受領書」を発行のうえ、「災害用振込用紙」（事務の手引き第５章に格納）を

使用し、速やかに当支部まで送金ください。

※摘要欄に「令和６年能登半島地震災害義援金」と明記してください。

※本義援金のほかに、現在受付中の国内義援金及び海外救援金は、必ず分けて振り込

んでください。

※受領書発行の詳細については、事務の手引き第５章（平成 24 年 7 月 25 日付阪

支赤 247号）をご参照ください。

（２）送金後、振込金受取証の写しを速やかに当支部振興課までメールにて送付して下さい。

５ 税制上の取扱いについて

個人については、所得税法第 78 条第２項第１号、地方税法第 37 条の２第１項第１号及第 314 条の７第１項第１号に規定する寄附金、法人については、法人税法第 37 条第項第１号の規定に基づく寄附金に該当します。

６ その他

ホームページ等で周知される場合には、当該義援金は被災地都道府県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分される旨を記載ください。